

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
（当該日は、
が休日とある翌日）

鳥取県告示第五百九十四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十六年七月十三日

鳥取県知事 石破二朗

◇告示次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

(一) 八頭郡佐治村大字尾際字北平ル場八三〇次八、八三〇の一〇、一三〇の一、字檜頭一二〇九の二、一二一〇の二、一二一一の二、字檜谷一一九三の二、一一九四の二、一一九四の三、字名谷口八五一の二、八五一の八（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

(一) 水源のかん養

(二) なだれの防止

三 解除の理由

ダム及び湛水敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び佐治村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百条第一項の規定に基づき、境港市中浜農業協同組合が行なおうとする交換分合計画を昭和四十年七月九日認可したので、同法同条第二項において準用する同法第九十

九条第十二項の規定により告示する。

昭和四十六年七月十三日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県告示第五百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十五項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届

出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十六年七月十三日

鳥取県知事 石破二朗

千代水土地改良区
退任した役員の住所及び氏名

理事	太田 豊三	鳥取市晚稲二三三
松本 義雄	南限六〇	
森下 友五郎	晚稲二五六	
田村 政信	南限三七	
坂本 兼太郎	七二	
山本 幸雄	八一	
山形 研太郎	八一四	
森下 幸平	德吉一四七	
前田 前田	徳吉一八二	
川上 貞雄	安長三三二	
川上 貞藏	三五六	
木峯 藏	五四九	
青木 秀	賀露町九五一	
大久保 田音	三六四	
奥田 賢治	岩吉六三の三	
森田 義夫	古海七七七	
片山 伝四郎	西品治五八八の一	

二九九
五三九
五四五の一
五七五

田島五四三の六
秋里八五六
西品治六七八の三
南限四六

古田長松
田口英男
木村義厚
岩崎源太郎
西垣清
説雄
安長三四一

監事

水口 有男	田村 幸市
木村 義厚	奥田 清順
岩崎 源太郎	古田長松
西垣 清	田島五四三の六

西品治六七八の三	秋里八五六 西品治六七八の三 南限四六
南限六〇	秋里八五六 西品治六七八の三 南限四六
八一	秋里八五六 西品治六七八の三 南限四六
三七	秋里八五六 西品治六七八の三 南限四六

任期満了による。

千代水土地改良区

就任した役員の住所及び氏名

理事	太田 豊三	鳥取市晚稲二三三
坂本 兼太郎	南限六〇	
田村 政信	八一	
前田 前田	秋里八六七	
川上 龟雄	徳吉一八二	
木茂 雄	安長五二七	
奥田 賢治	三五三	
細田 吉久	三四三	
前田 恵	岩吉六三の三	
川上 亀雄	古海七七七	

二九九
五三九
五四五の一
五七五

監事	片山 伝四郎	西品治五八八の一
水口 有男	田村 幸市	二九九
田口 英男	森下 友五郎	田島五四三の六
森下 幸平	森下 幸平	五四五の一
昭和四十六年三月三十日の役員選挙により、昭和四十六年四月六日就任	安長五六五	徳吉一四七
任期二年（昭和四十八年四月五日まで）		
退任した役員の住所及び氏名		
勝谷土地改良区		
理事 田中 修 気高郡鹿野町大字岡木四九一		
高田 善蔵 五七		
木下 秀男 一〇八		
佐々木 音松 乙亥正二五一		
石田 龍治 二五〇		
井上 泰一 岡木五七〇の二		
長三 中園三三		
雄泰 一八四		
雄泰 岡木一〇一		
雄泰 四九		
雄泰 九六		
雄泰 四九		
雄泰 五三		
雄泰 一二		
雄泰 一三		
雄泰 一八三		

監事	清水 萬吉	一二四の一
飯田 茂章	谷口 章	四三二の二
高田 安丈	高木 茂穂	中園一八三
岡木八〇	岡木八〇	四六二
就任した役員の住所及び氏名		
勝谷土地改良区		
理事 田中 修 気高郡鹿野町大字岡木四九一		
高田 善蔵 五七		
山根 寿幸 四四		
佐々木 音松 乙亥正二五一		
石田 龍治 二五〇		
井上 泰一 岡木五七〇の二		
長三 中園三三		
雄泰 一八四		
雄泰 岡木九六		
雄泰 四九		
雄泰 五三		
雄泰 一二		
雄泰 一三		

岡木八〇

四六二

就任 任期二年（昭和四十八年五月四日まで）

佐野川土地改良区

退任した役員の住所及び氏名

理事 石黒善治 西伯郡岸本町大殿一一一七

草原 高橋頼幸 坂長一六八七

小村 静晴 八四九

和田 薫 一二三七

神原 仲乳 岩屋谷一七八の一

岩田 経徳 四四五

美甘克己 会見町諸木六三

岩田 正勇 一五一

杉村 勇 七七八

前田 嶽 五三四

生田 弥範 謹訪二四二の一

石原 英敏 五三四

監事 実松政寿 西伯郡岸本町坂長八九二

湯原 孝夫 謹訪八一

監事 小原俊夫 米子市青木一一二〇

監事 長谷川忠勝 八七六

監事 尚徳三ヶ堰土地改良区 任期満了による。

就任した役員の住所及び氏名 昭和四十六年五月十三日通常総代会において総選挙の結果昭和四十六年

五月十六日退任

佐野川土地改良区

就任した役員の住所及び氏名

監事 江原勝美 米子市青木五〇四

監事 江原明 九六八

監事 江原江原 昭和四十六年五月五日通常総会において承認し、昭和四十六年五月五日

就任 任期四年（昭和五十年四月七日まで）

千代土地改良区

退任した役員の住所及び氏名

理事 近藤国藏 八頭郡河原町大字布袋三二二の一

昭和四十六年四月二十九日死亡による。

佐陀川右岸土地改良区

退任した役員の住所及び氏名

理事 田村周蔵 米子市福万一八六

昭和四十六年三月二十七日死亡による。

尚徳三ヶ堰土地改良区

退任した役員の住所及び氏名

監事 小原俊夫 米子市青木一一二〇

監事 長谷川忠勝 八七六

監事 尚徳三ヶ堰土地改良区 任期満了による。

就任した役員の住所及び氏名

昭和四十六年四月二日通常総会において総選挙の結果当選し、四月八日

五月十六日退任

就任した役員の住所及び氏名

理事	山中武治	日野郡溝口町宇代六一二
高塚	高橋 賴幸	西伯郡岸本町大殿一一六四
監事	小村 静晴	高塚 嶽嚴
堀尾	堀尾 武治	坂長一六八七
草原	草原 賢	七二六
実松	神原 仲乳	八四九
奥田	奥田 重夫	八九二
岩田	岩田 経徳	一五一
杉村	岩田 豊	会見町諸木六三
生田	岩田 実繁	米子市別所六八四
長谷川	岩田 幸	一一六七
湯原	杉村 弥範	諏訪二四二の一
大澤土地改良区	中曾百次	長谷川信夫
退任した役員の住所及び氏名	西伯郡岸本町坂長八四七	西伯郡岸本町坂長八四七
理事	井上万吉男	米子市別所一一六七
監事	湯原孝夫	諏訪八一
昭和四十六年五月十三日通常総代会において総選挙の結果当選し、昭和四十六年五月十六日就任 任期四年 (昭和五十年五月十五日まで)		

渡辺喜吉	加藤隆良	潮孝道
大先安五郎	大上良三	大先安五郎
大上良三	大先安五郎	一二〇八
奥田薰	奥田薰	一二六一
河上徳寿	河上徳寿	西福原一〇〇四の二
本田勇	本田勇	九五三
生田薫	生田薫	一九七
大先安五郎	大先安五郎	一九七
相野包寿	相野包寿	四二八
倉立俊明	倉立俊明	三三五五
戸田忠彦	戸田忠彦	西福原一〇〇四の二
森井茂	森井茂	三三五七
岩本良彦	岩本良彦	三三五七
井村貢	井村貢	三三五七
野村利徳	野村利徳	三三五七
宮原利徳	宮原利徳	三三五七
繩谷久	繩谷久	三三五七
高光信	高光信	三三五七
竹本美佐雄	竹本美佐雄	三三五七
影谷勘	影谷勘	三三五七
永本貞徳	永本貞徳	三三五七
中島一一八	安倍九〇七	九一三
米子市東福原八二八	一五四六	二八一の二
	九八二	西福原一〇〇四の二
	三四八五	九五三
	一五六八八	一二〇八
	四五二三	一二六三
	五四九	一二六三
	一五八八	一二六三
	上福原一八四一	一二六三
	九八二	一二六三

員外理事	井原 喜三雄	井原 喜三雄	井原 喜三雄
監事	鈴木 昭三	井上 善司	森尾 秀顕
員外監事	竹中 米一	宮三 基秋	宮三 基秋
就任した役員の住所及び氏名	荒島 茂宣	坪内 了治	坪内 了治
大沢土地改良区	万吉男	米子市東福原八二八	米子市東福原八二八
理事	井上 万吉男	井上 豊	井上 豊
就任した役員の住所及び氏名	加藤 隆良	渡辺 喜吉	渡辺 喜吉
大先輩	大上 良三	大上 良三	大上 良三
倉立俊明	安五郎	勇薰	正朝
清水正朝	河上徳寿	本生田	相野包寿
河上徳寿	本生田	河上徳寿	相野包寿
西福原一〇〇四の二	西福原一〇〇四の二	西福原一〇〇四の二	西福原一〇〇四の二
九五三	九五三	九五三	九五三
一三〇八	一三〇八	一三〇八	一三〇八
三三四	三三四	三三四	三三四
米原七一三	米原七一三	米原七一三	米原七一三
兩三柳二三五五	四二八	四二八	四二八

員外理事	井原 喜三雄	井原 喜三雄	井原 喜三雄
監事	小別所 貞徳	永 本 薫	影 谷 勘一
員外監事	鈴木 昭三	森尾 秀顕	竹本 美佐雄
就任した役員の住所及び氏名	竹中 米一	宮三 基秋	福景 龜寿
大沢土地改良区	荒島 茂宣	坪内 了治	矢谷 廣吉
理事	坪内 了治	坪内 了治	上福原一八四一
就任した役員の住所及び氏名	東福原八五六	旗ヶ崎七五七	上福原一八四一
大沢土地改良区	西福原六〇二	西福原六〇二	西福原六〇二
大先輩	兩三柳二六九〇	兩三柳二六九〇	兩三柳二六九〇
倉立俊明	三三四	三三四	三三四
清水正朝	一三六一	一三六一	一三六一
河上徳寿	三三四	三三四	三三四
本生田	三三四	三三四	三三四
相野包寿	三三四	三三四	三三四
西福原一〇〇四の二	西福原一〇〇四の二	西福原一〇〇四の二	西福原一〇〇四の二
九五三	九五三	九五三	九五三
一三〇八	一三〇八	一三〇八	一三〇八
三三四	三三四	三三四	三三四
米原七一三	米原七一三	米原七一三	米原七一三
兩三柳二三五五	四二八	四二八	四二八
任任期四年(昭和五十年五月三十一日まで)	任任期四年(昭和五十年五月三十一日まで)	任任期四年(昭和五十年五月三十一日まで)	任任期四年(昭和五十年五月三十一日まで)
昭和四十六年五月二十八日総代会選舉により、昭和四十六年六月一日就	昭和四十六年五月二十八日総代会選舉により、昭和四十六年六月一日就	昭和四十六年五月二十八日総代会選舉により、昭和四十六年六月一日就	昭和四十六年五月二十八日総代会選舉により、昭和四十六年六月一日就

昭和46年7月13日 火曜日

鳥取県公報

五ヶ井手土地改良区

退任した役員の住所及び氏名

理事 山口才藏 西伯郡岸本町須村六〇二

仲田敏夫 番原六一

松原好之 福原一五一〇

潮満 大原四三〇

下村衛 真野五五九

後藤幸 大原四五七

下村弘市 一〇五〇

任期満了

五ヶ井手土地改良区

就任した役員の住所及び氏名

理事 山口才藏 西伯郡岸本町須村六〇二

仲田敏夫 番原六一

松原好之 福原一五一〇

潮満 大原四三〇

下村衛 真野五五九

後藤幸 大原四五七

下村弘市 一〇五〇

就任した役員の住所及び氏名

監事 岡昭 青原五〇〇 昭和四十六年四月二十九日総選挙の結果当選し、昭和四六年五月八日就任 任期二年（昭和四八年五月七日まで）

北条砂丘土地改良区
就任した役員の住所及び氏名

理事 吉田貢 東伯郡大栄町大字由良宿二二六二

昭和四十六年四月三十日通常総代会において総選挙の結果当選し、昭和四十六年四月三十日就任 任期昭和四八年四月三十日まで

鳥取県告示第五百九十六号

昭和四十六年四月六日付で西伯町土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（掛長地区ほ場整備）事業については、審査の結果その計画を適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年七月十三日

鳥取県知事 石破朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年七月十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯郡西伯町大字法勝寺三七二番地 西伯町土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百九十七号

昭和四十六年四月六日付で西伯町土地改良区から申請のあつた新たに行

なおうとする土地改良（西伯地区ほ場整備）事業については、審査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年七月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年七月十五日から二十日間

三 縦覧に共する場所

西伯郡西伯町大字法勝寺三七二番地 西伯町土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和四十六年七月十三日

鳥取県告示第五百九十八号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和三十二年厚生省令第三十八号）第二条の規定に基づき、公衆浴場入浴料金の統制額を次のように指定し、昭和四十六年七月十六日から実施する。

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百九十九号

昭和四十四年六月鳥取県告示第三百七十六号（公衆浴場入浴料金の統制額の指定について）は、昭和四十六年七月十五日限り廃止する。

昭和四十六年七月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

市 の 区 域	区 域 别		
	(大 人 の者 十二 歳 以 上)	(中 人 の者 六 歳 以 上 未 滿 の者 十二 歳 以 下)	(小 人 の者 六 歳 未 滿 の者)
町 村 の 区 域	三十三円	十八円	十 円
	三十五円	二十円	十一円
			十 円